

◆◇コラム◇◆ 源泉徴収税額の計算方法

前の項目で従業員を雇用して給与を払う場合には、「従業員への給与」や「税理士などへの報酬」について、源泉所得税を預かる必要があると説明しました。この源泉所得税の金額は支払う給与や報酬によって変動するので自分で、計算しなければなりません。

計算方法ですが「給与の源泉所得税」と「報酬の源泉所得税」の場合で分かれます。

(1) 給与の源泉所得税

給与の源泉所得税はあらかじめ定められた「給与所得の源泉徴収税額表」という表で求めます（この表は国税庁のホームページで「平成32年4月以降分 源泉徴収税額表」として公開されています）。複数の表がありますが、次のページの区分に従って使用する表を選びます。

前の項目での例に挙げた「15万円のアルバイト代を払った場合」の求め方は、次のとおりです。

給与の支払方法による区分	使用する税額表	適用する欄
月給・半月給など	月額表	甲欄・・・「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出している場合 乙欄・・・上記以外
日給、週休、日割給与など	日額表	甲欄・・・「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出している場合 乙欄・・・上記以外
日雇賃金		丙欄
賞与	賞与に対する源泉徴収税額算出率表	甲欄・・・「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出している場合 乙欄・・・上記以外

※「給与所得者の扶養控除等申告書」は、通常年末調整を行う会社に提出する書類です。

具体例

月給としてアルバイトに対し、15万円の給与を支払った（社会保険料0円、扶養親族なし）
「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出してもらっています。

給与所得の源泉徴収税額表(平成21年4月以降分)

(月 額 表……………所得税法別表第二)

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額	甲 扶 養 親 族 等 の 数								乙		
	0 人 1 人 2 人 3 人 4 人 5 人 6 人 7 人										
	税 額										
以上	未	満									税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
1	88,000	円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	
37	147,000	149,000	2,860	1,270	0	0	0	0	0	8,200	
38	149,000	151,000	2,920	1,330	0	0	0	0	0	8,500	
39	151,000	153,000	2,990	1,400	0	0	0	0	0	8,800	
40	153,000	155,000	3,060	1,470	0	0	0	0	0	9,100	

15万円は上記の「149,000円～151,000円」の行に該当するので、甲欄のうち、扶養親族0人の欄の「2,920円」が、源泉徴収すべき税額になります。

(2) 報酬の源泉所得税

税理士や弁護士などの報酬やデザイン料などの報酬については、支払金額の10%を源泉徴収します。

ただし、1回の支払金額が100万円を超える場合には、その超える部分の金額については20%を源泉徴収します。また報酬のうちに消費税の金額が明記されている場合には、その消費税の金額を除いた金額の10%を源泉徴収します。

具体的には次のように計算します。

- ① 2万円を支払った 2万円×10%＝2千円を源泉徴収
- ② 110万円を支払った 100万円×10%+10万円×20%＝12万円を源泉徴収

また前の項目のような2万1千円の税理士報酬で、1千円が「消費税」と明記されている場合には、1千円を引いた2万円に10%をかけた金額の2千円を源泉徴収します。